

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成29年1月26日28行経第1980号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、「福岡県知事宛の審査請求に対して、事務担当課長名で、審査請求取下書の提出を促す文書の送付の正当性について言及している文書（特定の個人・特定の事務担当課の限定ではなく、福岡県における一般論）」である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書について、作成も取得もしておらず、存在しないとして福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年1月21日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成29年1月26日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年2月6日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 児童家庭課長名で審査請求の取下げを依頼する旨の文書が送付されてきたため、公文書開示請求を行ったが、公文書非開示決定通知書において、事務担当課長名で審査請求取下書の提出を促す文書を送付することの正当性については言及されていなかった。

- (2) 審査請求の取下げを求める文書を児童家庭課が自ら送付しているにもかかわらず、審査請求取下書の送付に関する見解を示した文書中においては、審査請求人に対して責任転嫁をしているかのような見解をしていることから、児童家庭課の責任において、本件審査請求に係る何らかの公文書を提出するべきである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 審査請求人が平成29年1月21日付けで開示請求した公文書は「福岡県知事宛の審査請求に対して、事務担当課長名で、審査請求取下書の提出を促す文書の正当性について言及している文書」である。
- (2) 行政不服審査法第27条第1項及び同条第2項の規定の趣旨は、審査請求の取下げは審査請求人の意思によって行われるものであり、その場合は書面でしなければならないというものである。
- (3) 実施機関において作成している行政不服審査法審査事務マニュアルにおいて、審査請求人に取下げの意思がある場合、「審査請求の取下げに当たっては、審査請求人に対し、審査庁に審査請求を取り下げる旨の書面を提出することを求める。」と記載している。
- (4) これは、審査請求人に取下げの意思がある場合には、行政不服審査法第27条第2項に規定する審査請求取下書の提出を求めるという趣旨であり、審査請求取下書の提出を促すことの正当性に言及したものではない。
- (5) したがって、請求に係る文書は存在せず、また取得もしていないことから、本件処分に違法又は不当な点はない。

6 審査会の判断

(1) 審査請求について

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）は、法第1条第2項において「行政庁の処分等に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」と規定しており、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下「処分等」という。）又は不作為に対する不服申立制度について定めた一般法である。

また、行政庁の処分等に対する不服申立てについては、法第2条において「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。」と規定されており、実施機関の処分等に対する不服申立てについても、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、審査請求によるところとなる。

(2) 本件文書の存否について

ア 本件文書は「福岡県知事宛の審査請求に対して、事務担当課長名で、審査請求取下書の提出を促す文書の送付の正当性について言及している文書（特定の個人・特定の事務担当課の限定ではなく、福岡県における一般論）」であるところ、本件請求の趣旨は、審査請求に対して審査請求の取下げを促すことの根拠を示す文書を求めるものであると解される。

したがって、行政庁の処分等に対する不服申立制度について定めた一般法である法及びその関係法令等において、審査請求の取下げを促す根拠を示す文書が存在するかどうかについて、以下検討する。

イ 法第27条第1項において「審査請求人は、裁決があるまではいつでも審査請求を取り下げることができる。」と規定されており、同条第2項において「審査請求の取下げは、書面でしなければならない。」と規定されている。

当審査会が実施機関に確認したところ、法第27条に定めるほか、法において審査請求の取下げに関する規定は存在しないとのことであった。

ウ 実施機関は、法の解釈・運用として、行政不服審査法審査事務取扱マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成しており、法第27条の規定による審査請求の取下げについては、マニュアルの第2編第1章7「審査請求の取下げ」において、「審査請求の取下げに当たっては、審査請求人に対し、審査庁に、審査請求を取り下げる旨の書面を提出することを求める。」と記載している。

当審査会が実施機関に確認したところ、当該記載の趣旨は、法第27条に規定するところにより、審査請求人の意思により審査請求の取下げを行う場合は、その意思表示のための書面の提出を求めるというものであり、審査請求に対して審査請求の取下げを促すことを求める趣旨のものではないとのことであり、また、マニュアル以外に同条の解釈・運用について言及した文書は存在しないとのことであった。

エ そこで、当審査会において、法及びマニュアルを見分したところ、審査請求に対して審査請求の取下げを促すことの根拠について定めたものの存在は認められなかった。

さらに、その他の関係法令等についても見分したが、審査請求に対して審査請求の取下げを促すことの根拠を定めたものの存在は認められなかった。

オ したがって、本件文書について、作成も取得もしておらず、存在しないとする実施機関の説明に不合理な点はないと判断される。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会は、実施機関が行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。